

認可保育施設の利用調整は、本表に基づき下記①～④のとおり行うものとする。

なお、認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)及び小規模保育事業をいう。

①保護者(父母またはそれに代わる者)が保育できない理由・状況に応じて、「(1)基本点数表」によりそれぞれの基本点数を設定する。2つ以上の事由があった場合、高い方の基本点数とする。

②「(2)調整点数表」により、該当する状況に応じて加点・減点を行い調整点数を設定する。

③上記①及び②で算出した基本点数と調整点数を合算し、合計点数の高い世帯から利用可能とする。

④同一点数で並んだ場合は、「(3)同一点数の場合の順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

※同居している18歳以上65歳未満の親族について、「現況届出書及び入所理由証明書」等、保育ができないことを証明する書類の提出がない場合は、児童の保育が可能であるものとみなして点数の決定を行う。

(1) 基本点数表

事由	保護者が保育できない理由・状況	点数
1 就労 (※1) (※2)	月の勤務時間が160時間以上で労働をしている (例:1日8時間 週5日勤務)	100
	月の勤務時間が120時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週5日勤務)	90
	月の勤務時間が96時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週4日勤務)	80
	月の勤務時間が80時間以上で労働をしている (例:1日5時間 週4日勤務)	70
	月の勤務時間が64時間以上で労働をしている (例:1日4時間 週4日勤務)	60
2 出産	出産前後[産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間]である	50
3 疾病 又は 負傷	疾病等で入院または常時病臥、その他前述に相当する治療・安静を要する	100
	重度の疾病等の状態で、常に安静を要する等、保育が常時困難である	70
	前2項目を除く程度の疾病等の状態で、保育が困難である	50
4 障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1を有し、常時保育が困難である	100
	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を有し、常時保育が困難である	80
	身体障害者手帳4～6級を有し、常時保育が困難である	60
5 介護 又は 看護	保護者の親族が、離床できない者・障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)またはそれに類する程度の病人等であり、看護・介護や入院・通院・通所の付き添いで常時保育が困難である	90
	前項目に該当しない範囲で、保護者の親族が、病人や障害者の親族の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難である	40
6 災害	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	100
7 求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	30
8 就学 又は 職業訓練 (※2)	月160時間以上就学している	100
	月120時間以上就学している	90
	月96時間以上就学している	80
	月80時間以上就学している	70
	月64時間以上就学している	60
9 育児休業中	育児休業中であり、入所後45日以内に復帰をしない場合	20
10 不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	100
11 市外(※3)	柏原市外に在住している	15

(※1)就労の勤務時間は、実働時間と休憩時間を合計した時間とする。ただし、休憩時間は1日1時間以内とする。居宅内で内職等をしている場合は、50点を上限とする。

(※2)入所後45日以内に就労又は就学等をしない場合は、「7.求職」で点数の決定を行う(育児休業を取得している場合を除く。)

(※3)利用申込月中に転入予定であり、賃貸契約書等、転入を証明できる書類がある場合及び保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等で就労(内定)している場合を除く。

(2)調整点数表

		保護者及び申込児童等の状況	点数	備考
A	保育の代替手段	①保護者より、児童を18歳以上の同居の親族に預けることができると申請があった場合	-8	当該親族がすでに就労等をしている場合は左記点数+2
		②保護者より、児童を18歳以上の別居の親族に預けることができると申請があった場合	-4	
		③柏原市内の認可保育施設の申込みをしたが、利用不可であり、やむを得ず一時保育サービスや認可外保育施設等を週2、3日程度有償で利用している場合	6	
		④柏原市内の認可保育施設の申込みをしたが、利用不可であり、やむを得ず認可外保育施設等を常時 ^{有償} で利用している場合	9	
B	世帯の状況	①ひとり親世帯	9	
		②生活保護世帯	5	
C	就労	①保護者のうち、どちらか1人が単身赴任をしている場合	9	※保育所等とは、「認可保育所」「認定こども園(保育部分)」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいう
		②就労内定	-9	
		③待機となった場合、利用申込み月以降に育児休業中の保護者が自宅で保育できない場合	2	
		④保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等※において、常勤または常勤に準ずる者として、月160時間以上就労(内定)している	50	
		⑤保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等※において、常勤または常勤に準ずる者として、月120時間以上就労(内定)している	40	
		⑥保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等※において、月96時間以上就労(内定)している	30	
		⑦保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等※において、月80時間以上就労(内定)している	20	
		⑧保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等※において、月64時間以上就労(内定)している	10	
		⑨保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市外の保育所等※で就労(内定)している	5	
D	疾病及び障害	①保護者が重度の疾病・障害である	5	別表(1)の「3.疾病」「4.障害」の事由に該当する場合を除く
		②保護者が前項に該当しない程度の疾病・障害である	3	
E	介護及び看護	保護者が離床できない者、障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)の親族を介護・看護している	2	別表(1)の「5.介護及び看護」の事由に該当する場合を除く
F	求職中	①求職活動状況を証明する書類の提出がある	2	
		②生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	5	
G	就学	通信制大学・通信教育等、主に自宅で就学している場合	-10	
H	こどもの状況	①きょうだいが柏原市内の認可保育施設を利用している場合 上記きょうだいが複数いる場合、2人目以降は1人増加するごとに更に点数+1	6	
		②3人以上同時に認可保育施設の申込みをしている場合	4	
		③2人同時に認可保育施設の申込みをしている場合	3	
		④未就学の多胎児を養育している場合	1	
		⑤未就学のきょうだいを保護者が保育している場合(当該きょうだいが認可保育施設の利用が不可能な場合及び介護・看護の対象である場合を除く)	-4	別表(1)の「9.育児休業中」の事由に該当する場合を除く
		⑥2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児で、保育の継続を図る必要がある場合	2	

(3)同一点数の場合の順位表

区分	内 容
1	ひとり親世帯
2	柏原市内の認可保育施設の申込みをしたが、利用不可であり、やむを得ず認可外保育施設等を常時 ^{有償} で利用している児童
3	柏原市内の認可保育施設の申込みをしたが、利用不可であり、やむを得ず一時保育サービス等や認可外保育施設等を週2.3日程度 ^{有償} で利用している児童
4	きょうだいがすでに認可保育施設を利用している児童
5	養育している児童(小学生以下)が多い世帯
6	きょうだいとの月齢差が小さい児童
7	児童を認可保育施設へ送迎できる者が少ない世帯
8	所得金額の低い世帯
9	待機期間が長い児童